

社会福祉協議会への寄附金は税額控除制度

の適用を受けることができます

租税特別設置法が改正されたことに伴い、袖ヶ浦市社会福祉協議会への寄付金については、従来からの所得税控除制度に加えて、税額控除制度の適用を受けることができるようになりました。(平成28年7月21日以降の寄附金適用)

また、社会福祉協議会の会費も税額控除の対象となります。

～いずれか有利な方を選択することができます～

①所得控除を選択した場合

その年に支払った特定寄附金の合計額－2,000円 を年間所得から控除

◎高所得で税率の高い方ほど減税効果大

②税額控除を選択した場合

(その年に支払った特定寄附金の合計額－2,000円) × 40%

を所得税額から控除

◎税額から直接差し引きのため小口寄附にも減税効果大

※控除が受けられる特定寄附金の合計額は、その年の所得総額等の40%相当額が限度です。また、税額控除額は、その年分の所得税額の25%が限度です。

※控除を受けるための手続きとして確定申告が必要です。本会の発行した「領収書」及び「税額控除に係る証明書」の写しを添付してください

「税額控除に係る証明書」の写しは、本会ホームページからもダウンロードできます。

(様式5)

君広企第87号
令和3年5月21日

社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会
会長 小島直子様

君津郡市広域市町村圏事務組合
管理者 渡辺芳邦



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

(有効期限)

令和3年5月21日から令和8年5月20日まで